

平成18年6月

平成12年改正少年法の運用の概況

(平成13年4月1日～平成18年3月31日)

最高裁判所事務総局家庭局

はじめに

平成13年4月1日に少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号。以下、同法による改正を「平成12年改正」という。）が施行されてから5年が経過した。

この少年法の改正は、大きく分けると、少年事件の処分等の在り方の見直し、事実認定手続の一層の適正化、被害者への配慮の充実の3本の柱からなっている。

本資料は、平成12年改正少年法施行後5年間に当たる平成13年4月1日から平成18年3月31日までの運用の概況を取りまとめたものである（数値はいずれも平成18年6月1日現在の集計による概数である。）。

第1 少年事件の処分等の在り方の見直し

1 刑事処分可能年齢の引下げ（少年法20条1項）

平成12年改正前は、終局決定時16歳未満の少年について事件を検察官に送致することはできなかったが、改正後は、終局決定時14、15歳の少年についても、家庭裁判所の調査の結果、刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致することができるようになった。

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに終局決定時16歳未満の少年について事件を検察官に送致した例は、資料1のとおりである。

（資料1）

一般事件	人数	終局時年齢	備考
傷害致死	2	各15	共犯事件
強盗強姦	1	15	

（注） このほか、交通関係事件での検察官送致事例が2人（いずれも原動機付自転車の無免許運転による道路交通法違反の事案で、終局決定時年齢は各15歳である。）あった。

2 いわゆる原則検察官送致（少年法20条2項）

犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（例えば、殺人、傷害致死等）については、家庭裁判所の調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととなった。

原則検察官送致の対象となり、平成13年4月1日から平成18年3月31日までに家庭裁判所で終局決定のあった少年は、のべ360人である。うち少年法55条による移送で再係属した少年11人を除いた349人の内訳は資料2のとおりであり、事件が検察官に送致された者は216人であった。

犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置が相当と認められて保護処分決定を受けた者では、殺人の場合、えい児殺や少年の精神状態に問題があるもの、親族

間で事件を犯したものが多く、傷害致死の場合、共犯事件で少年の関与が付和雷同的なものが多い。

(資料 2)

	合 計	検察官送致	保護処分等					
				特別少年院	中等少年院	医療少年院	保護観察	不処分
殺 人	77	44(57.1%)	33(42.9%)	1	24	5	3	0
傷害致死	190	108(56.8%)	82(43.2%)	4	57	0	20	1
危険運転致死	29	27(93.1%)	2(6.9%)	0	2	0	0	0
保護責任者 遺棄致死	3	0(0.0%)	3(100.0%)	0	1	0	2	0
強盗致死	50	37(74.0%)	13(26.0%)	5	6	2	0	0
合 計	349	216(61.9%)	133(38.1%)	10	90	7	25	1

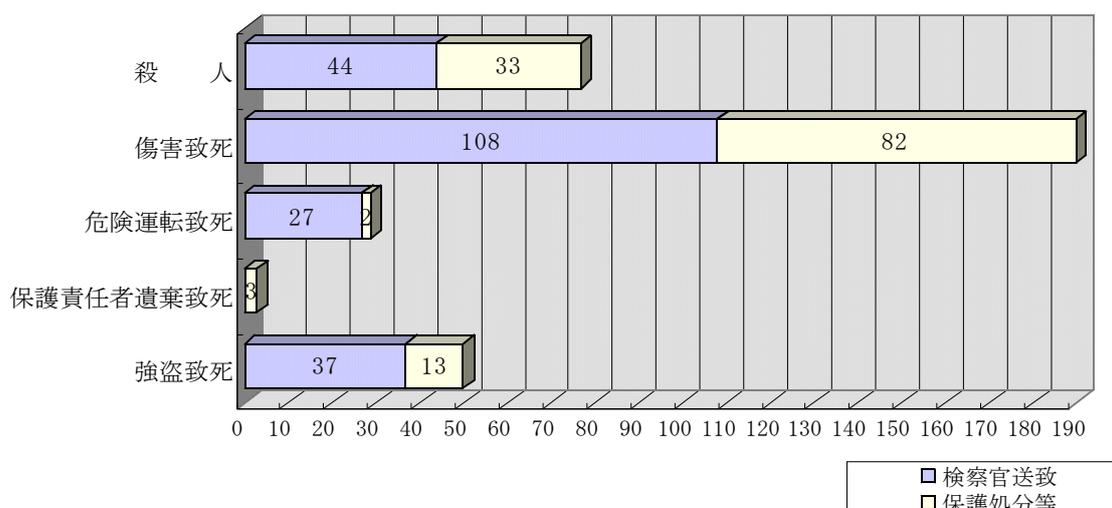
(注) 1 罪名は認定罪名による。また、幫助犯を含む。

2 「検察官送致」はいずれも刑事処分相当を理由とするものである。

3 少年法 55 条による移送は、家庭裁判所が検察官送致決定をした事件について検察官が公訴を提起した場合に、地方裁判所が、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときに、事件を家庭裁判所に移送するものである。同条による移送で再係属した少年を計上すると、同一少年について当初の検察官送致決定との重複計上となるため、これを除外した。

なお、同条による移送で再係属した少年 11 人は、罪名は傷害致死が 10 人、強盗致死が 1 人、受移送審における終局結果はいずれも保護処分（中等少年院送致）である。

4 平成 12 年改正少年法施行前の 10 年間の平均検送率は、殺人（未遂を含む。）24.8%、傷害致死 9.1%、強盗致死 41.5% である。



3 保護者に対する措置（少年法25条の2）

平成12年改正により、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。」とされた。

各家庭裁判所においては、平成12年改正により明文の規定が設けられた趣旨を踏まえ、より積極的な働き掛けに努めている。

例えば、①家庭裁判所調査官が保護者に対する調査面接の中で、保護者の責任等を分かりやすく説明したシートを活用して養育態度の見直しや被害弁償を促すなどの指導を行う、②交通違反や薬物乱用の少年を対象とした講習を保護者にも受講させる、③社会奉仕活動に少年と保護者を参加させてその関係改善の契機とする、④保護者会を実施して保護者の感情や経験を語り合う場を設けて少年に対する指導力を高めさせる、⑤保護者にも犯罪被害者の体験談を聞かせて被害者の痛みを理解させるなどして、保護者が主体的に養育態度を考え直し、監護についての責任を自覚するように働き掛けしている。

第2 事実認定手続の一層の適正化

(資料3)

	裁定合議	検察官関与	国選付添人	抗告受理 申立て	特別更新	異議申立て	うち取消し
件数	172	100	25	5	249	570	41

- (注) 1 抗告受理申立て及び異議申立て以外は平成13年4月1日から平成18年3月31日までに家庭裁判所（検察官関与については、抗告裁判所を含む。）において終局決定があった人員である。
- 2 抗告受理申立て欄の数は、1の期間内において申立てがされた人員である。
- 3 異議申立て欄の数は、申立て件数ではなく、1の期間内に申立てに対する決定があったものの件数である。

1 裁定合議制度（裁判所法31条の4第2項）

平成12年改正前は、少年審判においてはすべて単独の裁判官により審判がされていたが、改正後は、3人の裁判官による合議体で審判をすることもできるようになった。

裁定合議決定をすることができる事件には特に制限がないが、非行事実の存否に争いがあり、多角的視点からより慎重に審理判断する必要がある場合や、事実関係には大きな争いがないものの、重大な事件であって、社会的関心が高く、非行の背景事情が複雑で、処遇決定に困難を伴う事案において、合議体による審判を活用することが予定されている。

裁定合議決定があり、平成13年4月1日から平成18年3月31日までに家庭裁判所の終局決定のあった人員は172人であり、その内訳は資料4のとおりである。

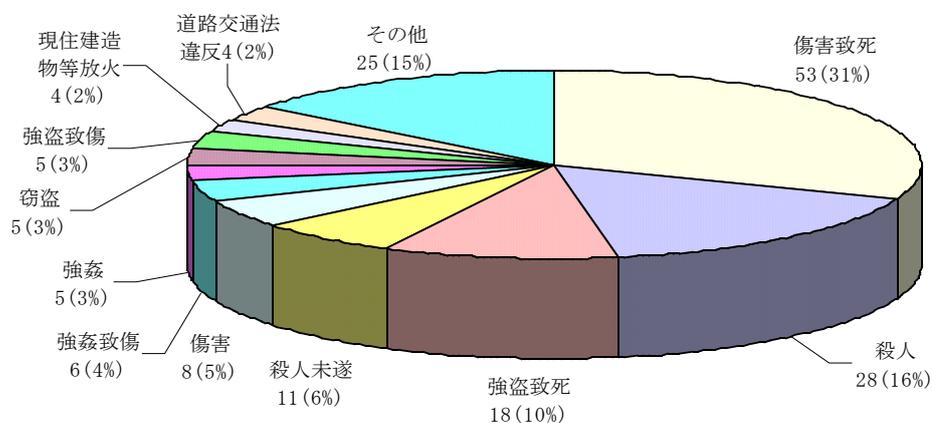
(資料4)

傷害致死	53	道路交通法違反	4	危険運転致死	1
殺人	28	業務上過失致死	3	重過失致死	1
強盗致死	18	恐喝	3	逮捕監禁	1
殺人未遂	11	業務上過失傷害	2	監禁致死	1
傷害	8	強盗殺人未遂	2	わいせつ目的誘拐	1
強姦致傷	6	爆発物取締罰則違反	2	迷惑防止条例違反	1
強姦	5	非現住建造物等放火	1	ぐ犯	1
窃盗	5	建造物等以外放火	1	保護処分取消し	1
強盗致傷	5	強制わいせつ	1	収容継続申請	1
現住建造物等放火	4	強制わいせつ致傷	1	合計	172

(注) 1 罪名は送致罪名による。

2 合議体による審理の場合には、最低2人の判事(いわゆる特例判事補も含む。)が構成員となり、裁判長は判事となる(裁判所法31条の5、27条2項)。

裁定合議決定のあった事件



2 検察官及び弁護士である付添人が関与する審理 (少年法22条の2, 22条の3, 32条の6)

○ 検察官関与決定

一定の重大事件における非行事実の認定手続に家庭裁判所の判断で検察官を関与させることができるようになり、あわせて、検察官が審判の手続に関与する場合において、少年に弁護士である付添人がないときには、家庭裁判所が国選付添人を付することとなった。抗告審における非行事実の認定手続について

も、家庭裁判所の審判手続に準じて検察官を関与させることができる。

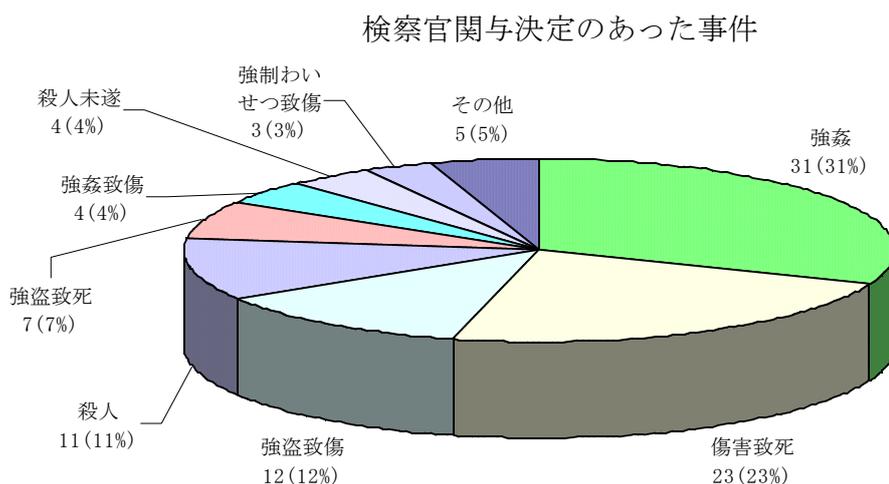
検察官が関与できる事件の範囲は、(1)故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件及び(2)死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であり、傷害致死のほか、殺人、強盗、強姦、放火のいわゆる凶悪犯がおおむねこれに該当する。

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに家庭裁判所において終局決定があった者のうち、検察官関与決定があった人員は98人で、そのうち強姦（未遂）1人及び強制わいせつ致傷1人については抗告裁判所においても検察官関与決定があったので、検察官関与決定があった人員はのべ100人であり、その内訳は資料5のとおりである。

(資料5)

強姦	31	強姦致傷	4	強盗	1
傷害致死	23	殺人未遂	4	強盗殺人未遂	1
強盗致傷	12	強制わいせつ致傷	3	保護処分取消し	1
殺人	11	現住建造物等放火	1		
強盗致死	7	監禁致死	1	合計	100

(注) 罪名は送致罪名による。



○ 裁定合議事件と検察官関与決定

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに裁定合議決定と検察官関与決定がともにされた人員は32人であり、その内訳は資料6のとおりである。

(資料6)

傷害致死	9	強 姦	4	強制わいせつ致傷	1
殺 人	6	強姦致傷	3	監禁致死	1
強盗致死	5	強盗致傷	3	合 計	32

(注) 罪名は送致罪名による。

○ 国選付添人

検察官関与決定があった100人中、国選付添人が付されたのは25人である。いずれも家庭裁判所において付したものである。

○ 抗告受理申立て制度（少年法32条の4）

検察官が関与した事件の非行事実の認定及び法令の適用に関し、検察官の申立てにより、高等裁判所が抗告を受理することができる制度が設けられた。

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに検察官から抗告受理申立てがされた人員は5人であり、対象罪名は強姦が3人（うち2人は共犯）、強姦未遂が1人、強制わいせつ致傷が1人である。いずれも、高等裁判所において抗告受理決定がされた。

なお、抗告受理決定後の抗告審で国選付添人が付された人員はこれまで1人である。

(注) 1 5人についての抗告審の結果は、次のとおりである。

罪 名	原 決 定	抗告審の結果	理由の要旨
強 姦	不処分（非行事実なし）	原決定取消し・ 差戻し	原決定には重大な事実の誤認がある。
強 姦	強姦保護事件については不処分 （非行事実なし） その他の事件により保護観察	原決定取消し・ 差戻し	原決定には重大な事実の誤認がある。
強 姦 未 遂	不処分（非行事実なし）	原決定取消し・ 差戻し	原決定には重大な事実の誤認がある。
強 姦	強姦保護事件については不処分 （非行事実なし） その他の事件により少年院送致	抗告棄却	原決定には事実誤認があるが、本件強姦の事実が認められるとしても少年院送致が相当であると認められるから、原決定を取り消す必要性はない。
強制わい せつ致傷	不処分（非行事実なし）	抗告棄却	原決定に事実の誤認があるとは認められない。

2 抗告審決定に対し再抗告がされた人員は3人であり、再抗告審の結果はいずれも再抗告棄却であった。

3 観護措置期間の延長等（少年法17条3項，4項，9項）

平成12年改正前は，少年鑑別所送致の観護措置の期間は最長4週間とされていたが，改正後は，これを最長8週間までとることができるようになった。

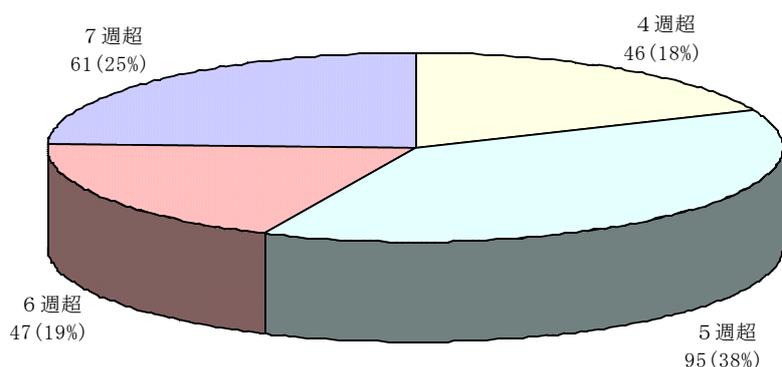
4週間を超えて観護措置期間を更新する（これを「特別更新」という。）ことができるのは，禁錮以上の罪に当たり，非行事実の認定に関し証人尋問等の証拠調べを行うことを決定し，又はこれを行った事件で，少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合である。

特別更新が行われ，平成13年4月1日から平成18年3月31日までに終局決定のあった人員は249人であり，その内訳は資料7のとおりであり，平均期間は約43日（6週間と1日）である。7週間を超えるもののうち観護措置を取り消して在宅で審判を続けたものが3人いる。

（資料7）

4週間超	5週間超	6週間超	7週間超	合計
46	95	47	61	249

4週間を超える観護措置期間の内訳



○ 観護措置決定等に対する異議申立て制度（少年法17条の2，17条の3）

観護措置決定及び観護措置更新決定に対し，少年，その法定代理人又は付添人から，家庭裁判所に対する異議の申立てができるようになった。

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに異議申立てに対する決

定があったものの件数は570件であり、そのうち取り消されたものは41件である。

申立ての対象となった決定別の内訳は資料8のとおりである。

(資料8)

	合 計	観護措置	更新決定	回数		
				1回目	2回目	3回目
決定数	570	524	46	42	4	-
うち取消し	41	39	2	2	-	-

4 保護処分終了後における救済手続の整備（少年法27条の2）

平成12年改正前は、保護処分が終了した後はこれを取り消すことができなかったが、改正後は、保護処分の終了後においても、非行事実が認められないにもかかわらず保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、本人が死亡した場合を除き、保護処分を取り消さなければならないこととされた。

平成13年4月1日から平成18年3月31日までに、保護処分終了後の保護処分取消事件について家庭裁判所の終局決定のあった人員は3人であり、うち保護処分が取り消された人員は2人である。

第3 被害者への配慮の充実

(資料9)

	閲覧・謄写	意見聴取	結果等通知
申出人数	2880	825	3180
認	2836	791	3153
否	44	34	27

(注) 数字はいずれも平成13年4月1日から平成18年3月31日までに裁判所に申し出た人数である。

1 事件記録の閲覧及び謄写 (少年法5条の2)

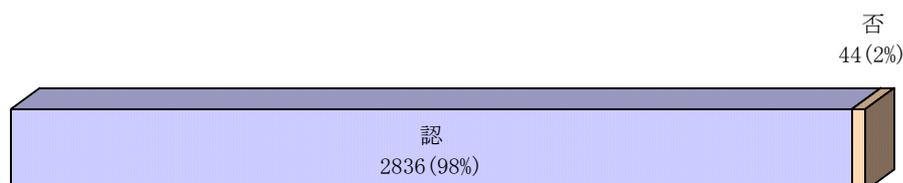
被害者等の申出により、審判の係属中も含め、一定の範囲で非行事実に係る事件記録の閲覧及び謄写を認める制度が導入された。

資料9のとおり、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの事件記録の閲覧又は謄写の申出人数は2880人であり、そのうち2836人が閲覧又は謄写を認められている。

閲覧又は謄写が認められなかったのは、審判開始決定がされなかったことによるもの、法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。

(注) 申出資格があるのは、被害者又はその法定代理人、被害者が死亡又は心身に重大な故障がある場合にはその配偶者、直系親族、兄弟姉妹、これらの者から依頼を受けた弁護士である。

閲覧・謄写



2 被害者等からの意見の聴取（少年法9条の2）

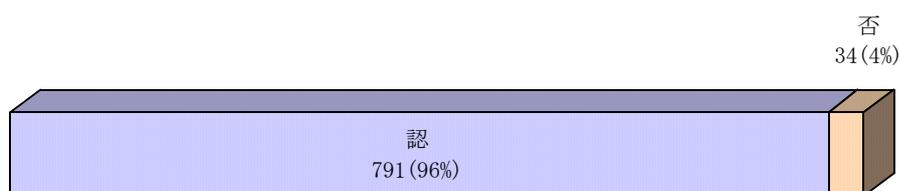
被害者等の申出により，裁判所又は家庭裁判所調査官が，被害に関する心情その他の事件に関する意見を聴取する制度が導入された。

資料9のとおり，平成13年4月1日から平成18年3月31日までの意見の陳述の申出人数は825人であり，そのうち791人について意見が聴取されている。

意見聴取が実施されなかったのは，事件終局後に申出があったことによるもの，法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。

（注） 申出資格があるのは，被害者又はその法定代理人，被害者が死亡した場合にはその配偶者，直系親族，兄弟姉妹である。

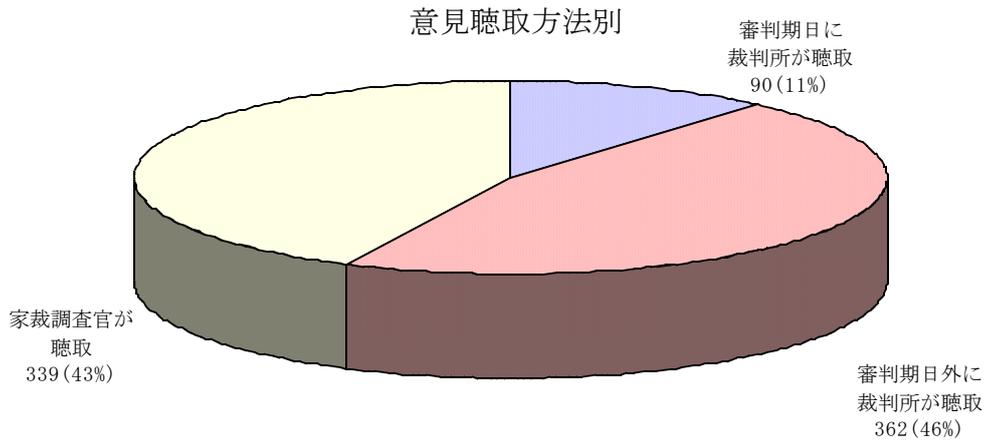
意見聴取



被害者等からの意見聴取の方法は，①裁判所が審判期日において聴取する，②裁判所が審判期日外で聴取する，③家裁調査官に命じて聴取させるという三つの方法があるが，聴取方法別の内訳は資料10のとおりである。

（資料10）

意見聴取合計	裁判所が聴取	審判期日で	審判期日外で	家裁調査官が聴取
791	452	90	362	339



3 審判結果等の通知（少年法 31 条の 2）

被害者等の申出により，家庭裁判所が審判の結果等を通知する制度が導入された。通知する内容は，少年及びその法定代理人の氏名及び住居，決定の年月日，主文及び理由の要旨である。

資料 9 のとおり，平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの審判結果等の通知の申出人数は 3180 人であり，そのうち 3153 人について通知がされている。

通知がされなかったのは，法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。

（注） 申出資格があるのは，被害者又はその法定代理人，被害者が死亡又は心身に重大な故障がある場合にはその配偶者，直系親族，兄弟姉妹である。

